

2021年 10月 6日

No. 551



山田 良平  
3分間  
税ミナール



ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



東京都が10月から宿泊税の課税を再開

東京都は、課税を停止していた「宿泊税」について、令和3年10月1日より課税を再開したことを周知しています。

宿泊税は、国際都市東京の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、平成14年10月から実施されている法定外目的税です。課税対象は、都内の旅館・ホテルの全ての宿泊者で、宿泊料金1人1泊1万円以上1万5千円未満の宿泊の場合は100円、1万5千円以上の宿泊では200円が課税され、ホテル又は旅館が宿泊者から宿泊料金とともに徴収して東京都に納めます。平成30年度の税収は27億円にのぼります。

同税の課税停止は、『東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会』の開催に伴う大会関係者やボランティアの宿泊費負担の軽減等のための措置で、当初は昨年7月1日から9月30日までの3ヵ月間に限り課税を停止する予定でした。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大・蔓延によるオリンピック・パラリンピックの大会延期を受けて、東京都では課税停止期間を延長する条例の改正が行われ、今年9月30日までの間に行われた宿泊に対する宿泊税までの課税を停止していました。

課税の再開に伴い気になるのが、宿泊税の課税停止期間が終了した9月末を跨いで宿泊した場合です。例えば、9月29日にチェックインして10月4日にチェックアウトの場合は、29日、30日の2泊分に対しては課税されず、10月1日～3日の3泊分に対して課税されています。